第二十三条の九第十三項中「及び第六号ロ」を「、第六号ロ及び第七号ロ」に改め、同条第十五項第一号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）施行令」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」に改め、同条第二十項中「第四十条の八第三十三項」を「第四十条の八第三十四項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十三項」に改め、同条第二十一項中「第四十条の八第三十三項」を「第四十条の八第三十四項」に改め、同項第一号中「第四十条の八第三十二項」を「第四十条の八第三十三項」に改め、同条第二十二項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　特例受贈非上場株式等の全部又は一部が法第七十条の七第一項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）の法第七十条の七第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合にあつては、同条第一項の規定の適用に係る贈与の時における当該贈与者又は当該贈与前に当該特例受贈非上場株式等につき同条第十六項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者ごとの当該特例受贈非上場株式等の数又は金額の内訳及び当該贈与をした年月日（以下この条において「特例受贈非上場株式等の内訳等」という。）を記載した書類

第二十三条の九第二十三項を削り、同条第二十四項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に、「が、贈与税の申告書の提出期限」を「（法第七十条の七第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日をいう。以下この条において同じ。）が、法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（以下この条において「贈与税の申告書の提出期限」という。）」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　施行令第四十条の八第三十五項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その経営贈与報告基準日における法第七十条の七第二項第七号ロに規定する猶予中贈与税額（以下この条において「猶予中贈与税額」という。）

二　その経営贈与報告基準日において経営承継受贈者が有する特例受贈非上場株式等の数又は金額及び当該経営承継受贈者に係る贈与者の氏名

三　その経営贈与報告基準日が贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日の翌日以後である場合には、認定贈与承継会社に係る次に掲げる事項

イ　当該経営贈与報告基準日の属する事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額

ロ　当該経営贈与報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合

ハ　当該経営贈与報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合

四　その経営贈与報告基準日（以下この項において「基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に認定贈与承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨

五　基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に経営承継受贈者につき法第七十条の七第五項又は第六項の規定により納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額がある場合には、同条第五項の表の各号の上欄又は同条第六項の表の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中贈与税額及びその明細

六　基準日において経営承継受贈者が有する特例受贈非上場株式等の全部又は一部が贈与者の法第七十条の七第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合（基準日の直前の経営贈与報告基準日（当該基準日が贈与税の申告書の提出期限の翌日以後最初に到来するものである場合には、贈与税の申告書の提出期限）の翌日から当該基準日までの間に特例非上場株式等の内訳等につき変更があつた場合に限る。）には、当該基準日における特例受贈非上場株式等の内訳等

七　法第七十条の七第二十二項の規定の適用を受けた場合（基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に同条第二十五項の規定による再計算免除贈与税の額の通知があつた場合に限る。）には、同条第二十二項の規定の適用を受けた旨、同項に規定する認可決定日並びに同項第二号に掲げる金額及び同項に規定する再計算免除贈与税の額

八　その他参考となるべき事項

第二十三条の九第二十五項中「前項」を「第二十三項」に、「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に改め、同条第二十七項中「第四十条の八第三十五項に」を「第四十条の八第三十六項に」に改め、同項第一号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第五号中「死亡日」を「死亡等の日」に、「第四十条の八第三十五項」を「第四十条の八第三十六項」に、「又は」を「若しくは」に、「贈与者」を「法第七十条の七第十六項第二号の贈与者」に改め、「死亡した日」の下に「又は当該経営承継受贈者が同項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした日」を加え、同項第六号から第八号までの規定中「死亡日」を「死亡等の日」に改め、同項第九号中「死亡日」を「死亡等の日」に、「贈与者」を「法第七十条の七第十六項第二号の贈与者」に改め、同項第十号中「死亡日」を「死亡等の日」に、「又は第六項の各号」を「の表の各号の上欄又は同条第六項の表の各号」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　その死亡等の日において経営承継受贈者が有する特例受贈非上場株式等の全部又は一部が贈与者の法第七十条の七第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合には、その死亡等の日における特例受贈非上場株式等の内訳等

第二十三条の九第二十八項中「第四十条の八第三十五項」を「第四十条の八第三十六項」に、「死亡日が」を「死亡等の日が」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「死亡日」を「死亡等の日」に改め、同項第五号中「同条第五項ただし書」を「同条第五項の表の第二号若しくは第三号の上欄」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「死亡日」を「死亡等の日」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「死亡日」を「死亡等の日」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　法第七十条の七第十六項の納税地の所轄税務署長と同項第二号の贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長とが異なる場合において、同項に規定する免除届出期限までに円滑化省令第十三条第三項の確認書の交付を受けているときは、当該確認書の写し

第二十三条の九第二十九項を次のように改める。

29　法第七十条の七第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　法第七十条の七第十六項第一号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　法第七十条の七第十六項の届出書を提出する者の氏名及び住所

ロ　死亡した経営承継受贈者の氏名及び住所並びにその死亡した年月日並びに当該経営承継受贈者との続柄

ハ　認定贈与承継会社の商号

ニ　法第七十条の七第十六項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨及び当該免除を受けようとする贈与税の額

ホ　その他参考となるべき事項

二　法第七十条の七第十六項第二号に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　前号イ及びハに掲げる事項

ロ　法第七十条の七第十六項第二号の死亡した贈与者の氏名及び住所並びにその死亡した年月日並びに当該贈与者との続柄

ハ　法第七十条の七第十六項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨並びに当該免除を受けようとする贈与税の額及びその計算の明細

ニ　ロの贈与者の死亡の直前における特例受贈非上場株式等の内訳等

ホ　その他参考となるべき事項